

豊かなむらづくり全国表彰事業（東北ブロック）の概要

1 趣 旨

豊かなむらづくり全国表彰事業は、農山漁村における「むらづくり」の優良事例の表彰を行うとともに、併せてその業績発表等を行うことにより、むらづくりの全国的な展開を助長し、もって地域ぐるみの連帯感の醸成及びコミュニティ機能の強化を図り、農林漁業及び農山漁村の健全な発展に資することを目的に昭和54年度から実施しています。

2 実施主体

農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会との共催により実施しています。

3 むらづくり優良事例の表彰

(1) 表彰は、農林水産祭表彰行事の一部門（※1）として行われています。

(2) 表彰は、ブロックごとに決められた件数の範囲内で農林水産大臣賞に選賞し、表彰しています。

また、その中で特に優良な1事例を天皇杯等（※2）選賞審査対象事例として中央審査委員会へ推薦しています。

なお、東北ブロックでは、農林水産大臣賞の受賞に至らなかった事例のうち優良なものについて、東北農政局長賞を授与することとしています。

※1 むらづくり部門のほか、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営の計7部門

※2 天皇杯、内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞

4 選賞対象

(1) 対象となる「むらづくり」の主体は、農山漁村における集落の区域から市町村の区域に至るまでの区域（例えば集落、大字、校区、旧市町村、新市町村等の区域）を地区とする集団又は組織とし、その形式は問いません。

ただし、コミュニティ機能の強化や新たなコミュニティの形成に資する取組と判断される場合には、市町村の区域を超える区域を地区とする集団等も含むものとします。

(2) 対象となる「むらづくり」の内容は、(1)の集団等による農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開している総合的なむらづくりとします。

5 推薦・審査

(1) 県知事の推薦

県知事は、県内における「むらづくり」の事例のうち、審査基準に該当するものであって優良と認められるもの1件を地方農政局長に推薦することができます。

(2) 東北農政局における審査

東北農政局長は(1)により推薦のあった事例の審査を行うため、農林水産業に関し学識経験を有する者から構成される「むらづくり審査会」を設置します。

審査会は、推薦された事例について書面審査、現地調査等を行い、農林水産大臣賞の受賞に値する事例を決定し、この中から最優良事例1件を選定します。

(3) 天皇杯等選賞中央審査

天皇杯等選賞審査を行うため、農林水産祭中央審査委員会では「むらづくり分科会」を設け、農林水産大臣受賞事例のうち各地方農政局長が最優良とした事例について、書面審査、現地調査、その他の確認調査を行い、委員会総会において「天皇杯」、「内閣総理大臣賞」及び「日本農林漁業振興会会長賞」を決定します。

6 選賞方法概要図

